

新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
<p style="text-align: center;">岩手県内水面漁業振興計画</p> <p>はじめに 岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。</p> <p>本県では、これらの多くの河川において、春先のうぐい瀬付漁や夏から初秋にかけてのあゆの友釣りなどが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、やまめ、いわななどの冷水性魚類の養殖も行われている。</p> <p>本県の河川は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。</p> <p>一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面地区漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から平成25年には5,943人と約6割も減少するとともに、高齢化が進んでいるうえ、内水面地区漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害など本県内水面水産資源は厳しい状況に置かれている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計画期間 この振興計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とする。</p>	<p style="text-align: center;">岩手県内水面漁業振興計画（第2期）</p> <p>はじめに 岩手県は、本州第1位の広大な県土を有しており、その約8割を森林が占めるなど豊かな自然環境が残されている。本県には、この豊かな森林を水源とした大小様々な852の河川があり、内陸部には、東北第1位の幹川流路延長及び流域面積を誇る北上川水系、青森県の太平洋に注ぐ馬淵川水系、さらには日本海に注ぐ米代川水系があり、一方、沿岸部には、北上高地を起源とする流程の短い急峻な河川が太平洋に注いでいる。</p> <p>本県では、これらの多くの河川において、春先のうぐい瀬付漁や夏から初秋にかけてのあゆの友釣り、<u>やまめやいわななどを対象とした溪流釣りのほか、本流でのさくらます釣り</u>などが行われている。また、清涼な河川水や地下水を利用し、<u>にじます</u>、やまめ、いわななどの冷水性魚類の養殖<u>やぎんざけの海面養殖用の種苗生産</u>も行われている。</p> <p>本県の河川・湖沼等は、水産物の供給の場であるだけでなく、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて、釣り場や自然体験活動の学習の場といった自然と親しむ機会を県民に提供しており、豊かな県民生活の形成に大きく寄与している。</p> <p>一方、内水面水産資源を維持、管理する内水面地区漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項に規定する内水面組合をいう。以下同じ。）の組合員数は、平成5年の15,612人から平成30年には5,437人と約7割も減少するとともに、高齢化が進んでいるうえ、内水面地区漁業協同組合の主な収入源である遊漁料収入の減少による経営の悪化によって、内水面水産資源の維持・造成に必要な種苗放流経費の確保が困難になっている。さらには、オオクチバス等の<u>特定外来生物</u>やカワウによる食害など本県内水面水産資源は厳しい状況に置かれている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、本県の豊かな内水面水産資源の回復を図るとともに、将来にわたり内水面漁業が有する多面的機能を発揮するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第10条第1項の規定に基づき、本計画を定めるものである。</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 計画期間 この振興計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。</p>

新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
<p>第3 内水面漁業の振興に関する指針</p> <p>岩手県は、本県内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切にかつ十分に発揮され、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるようにするため、内水面水産資源の状況及び内水面水産資源を取り巻く環境を把握し、国及び県並びに市町村の関係部局、内水面地区漁業協同組合、遊漁団体、猟友会及び地域住民等と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。</p> <p>第4 内水面水産資源の回復に関する取組</p> <p>1 内水面水産資源の増大による内水面漁業の推進</p> <p>(1) 内水面水産資源の増大による内水面漁業（<u>内水面養殖業を含む。以下同じ</u>）を推進するため、増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。</p> <p>(2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるあゆについて、県内産種苗の生産体制の整備や遊漁者ニーズに対応した<u>品種</u>の開発に取り組むとともに、内水面養殖の対象魚種についての染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組むものとする。</p> <p>2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進</p> <p>(1) 特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面地区漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行う。</p> <p>(2) また、近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、カワウ被害防止対策に関する内水面漁業者、遊漁団体及び猟友会等の<u>知識の向上を図りつつ</u>、カワウの生息状況や被害状況を調査し、調査結果に基づいた効果的な駆除方法及び追い払い方法を示すことにより、飛来数の半減を目指す<u>していくこととする</u>。</p> <p>3 [略]</p>	<p>第3 内水面漁業の振興に関する指針</p> <p>岩手県は、本県内水面漁業（<u>内水面養殖業を含む。以下同じ。</u>）の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切にかつ十分に発揮され、将来にわたって県民がその恩恵を享受できるようにするため、内水面水産資源の状況及び内水面水産資源を取り巻く環境を把握し、国及び県並びに市町村の関係部局、内水面地区漁業協同組合、遊漁団体、猟友会及び地域住民等と連携して、内水面水産資源の回復や漁場環境の再生等の内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進することとする。</p> <p>第4 内水面水産資源の回復に関する取組</p> <p>1 内水面水産資源の<u>持続的な活用に向けた取組</u></p> <p>(1) 内水面水産資源の<u>持続的な活用</u>による内水面漁業を推進するため、増養殖技術の研究開発を実施するとともに、得られた成果を広く普及する。</p> <p>(2) 特に、本県内水面漁業の基幹魚種であるあゆについて、県内産種苗の生産体制の整備や遊漁者ニーズに対応した、<u>より効果的な種苗放流技術</u>の開発に取り組むとともに、<u>やまめ、いわな等溪流魚資源の回復に向けた技術の開発</u>、内水面養殖の対象魚種についての染色体操作等を活用した種苗生産及び養殖技術の開発に取り組む。</p> <p>(3) <u>また、これまでの種苗放流を中心とした資源造成に加え、内水面地区漁業協同組合と遊漁者との連携により親魚を保護し、これを積極的に活用した自然再生産の促進を組み合わせるなど、効率的かつ持続可能な資源管理の手法を検討する。</u></p> <p>2 特定外来生物等による被害の防止対策の推進</p> <p>(1) 特定外来生物等による内水面水産資源に対する被害を防止するため、内水面地区漁業協同組合及び民間団体が行う駆除活動について、技術的な指導を行う<u>とともに、遊漁者等への意識啓発に取り組む</u>。</p> <p>(2) また、近年、飛来数が増加傾向にあるカワウについて、カワウ被害防止対策に関する内水面漁業者、遊漁団体及び猟友会等と<u>新たな知見を共有するとともに</u>、カワウの生息状況や被害状況を調査し、調査結果に基づいた効果的な駆除方法及び追い払い方法を示すことにより、飛来数の半減を目指す<u>す</u>。</p> <p>3 [略]</p>

新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
<p>4 通し回遊魚類の増殖の取組</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) このうち、さけについては、回帰率の向上を図るため、<u>健康な</u>稚魚の生産技術の向上を図るとともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組む<u>こととする</u>。また、東日本大震災津波の影響により、回帰親魚の減少による採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。</p> <p>(3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるさくらますについては、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発に取り組むとともに、<u>内水面地区漁業協同組合及び沿海地区漁業協同組合</u>の種苗放流の取組を支援する。</p> <p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善</p> <p>(1) 内水面における水産動物のそ上・降下環境の改善のため、<u>堰等の施設</u>管理者及び内水面漁業者と連携し、<u>河川横断施設について、内水面における</u>水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全を考慮しながら、魚道の設置、改良及び維持管理に努める。</p> <p>(2) また、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、有用魚種について、産卵場の造成や棲み家づくりの取組を支援する。</p> <p>2 多自然川づくりの推進</p> <p>河川<u>の</u>管理者は、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画<u>や河岸の保全・整備</u>にあたっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所毎の状況に応じた取組を行う。</p>	<p>4 通し回遊魚類の増殖の取組</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) このうち、さけについては、回帰率の向上を図るため、<u>健康な</u>稚魚の生産技術の向上を図るとともに、放流後の稚魚の減少要因の解明に取り組む。また、東日本大震災津波の影響<u>等</u>により、回帰親魚の減少による採卵用親魚が不足していることから、水産関係団体と連携し、親魚確保対策の取組を推進する。さらに、受益に見合った適切な増殖経費の負担を実現するための取組を推進する。</p> <p>(3) また、内水面の遊漁対象種及び海面漁業の春季の漁獲対象種として資源造成の要望があるさくらますについては、資源造成に向け、種苗生産技術及び放流技術の開発に取り組むとともに、<u>県内の</u>漁業協同組合<u>が行う</u>種苗放流の取組を支援する。</p> <p>第5 内水面における漁場環境の再生に関する取組</p> <p>1 内水面における水産動物の生息・移動環境の改善</p> <p>(1) 内水面における水産動物のそ上・降下環境の改善のため、<u>堰等の河川横断施設</u>の管理者及び内水面漁業者と連携し、水産動物の移動経路の確保や水量・水質を含めた生息環境の保全を考慮しながら、魚道の設置、改良及び維持管理に努める。</p> <p>(2) また、内水面水産資源の生育又は内水面生態系の保全に資するため、有用魚種について、産卵場の造成や棲み家づくりの取組を支援する<u>とともに、内水面地区漁業協同組合、河川管理者、地域住民、行政機関等の多様な主体との連携による取組を推進する</u>。</p> <p>2 多自然川づくりの推進</p> <p>河川管理者は、<u>近年、増加傾向にある台風・豪雨等による洪水災害に備えるとともに、</u>河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境の<u>保全や</u>創出を全ての川づくりの基本として、平面計画や縦横断計画等の河道計画<u>を立案するとともに、河川の整備</u>にあたっては、内水面水産資源の生育環境改善その他内水面に係る生態系保全にも資するよう、個別の箇所毎の状況に応じた取組を行う。</p>

新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
<p>3 多面的機能の発揮に関する取組 内水面<u>漁業</u>の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者<u>と</u>遊漁団体<u>や</u>地域住民等が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系<u>維持・</u>保全に係る活動、環境教育、漁業体験等の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供及び普及啓発の取組を支援する。</p> <p>4 森林の整備及び保全 (1) 森林の有する水源かん養機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全を推進する。 (2) [略]</p> <p>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項 1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現 (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業経営を実現するため、内水面漁業者を有する地域が漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「<u>浜の活力再生プラン</u>」の取組を支援する。 (2) [略] (3) さらに、内水面地区漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組について、<u>国から情報提供があった場合には、</u>速やかに内水面地区漁業協同組合へ周知する。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 協議会 第<u>5</u>種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合から内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項に規定する協議会の設置の申し出があった場合には、協議内容が法の趣旨に則っているかを検討し、必要に応じて協議会を設置するとともに、円滑な協議が行われるよう関係者間の調整を行う。</p>	<p>3 多面的機能の発揮に関する取組 内水面の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者、<u>遊漁団体</u>、<u>地域住民等</u>が連携して行う河川・湖沼の水草除去、清掃等の内水面に係る生態系<u>の</u>保全に係る活動、環境教育、漁業体験等の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供及び普及啓発の取組を支援する。</p> <p>4 森林の整備及び保全 (1) <u>森林管理者は、</u>森林の有する水源かん養機能の発揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、保安林の適切な管理や治山施設の整備等による森林の保全を推進する。 (2) [略]</p> <p>第6 その他内水面漁業の振興に関する重要事項 1 効率的かつ安定的な内水面漁業経営の実現 (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業経営を実現するため、内水面漁業者を有する地域が漁業・漁村の構造改革を目指し策定する「<u>浜の活力再生広域プラン</u>」及び「<u>浜の活力再生プラン</u>」の取組を支援する。 (2) [略] (3) さらに、内水面地区漁業協同組合等が行う漁業技術及び経営面での創意工夫の取組について、<u>優良事例を</u>速やかに内水面地区漁業協同組合へ周知する。 <u>(4) また、近年、本県で関心が高まっているさけ・ます類の海面養殖について、県内における養殖用種苗の需給体制を構築するため、内水面地区漁業協同組合等と内水面養殖業者との連携による養殖用種苗の生産及び供給等の取組を支援する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 協議会 第<u>5</u>種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合から内水面漁業の振興に関する法律第35条第1項に規定する協議会の設置の申し出があった場合には、協議内容が法の趣旨に則っているかを検討し、必要に応じて協議会を設置するとともに、円滑な協議が行われるよう関係者間の調整を行う。</p>

新旧対照表（岩手県内水面漁業振興計画）

現行計画（第1期）	次期計画（第2期）
<p>4 平成23年東京電力原子力発電所事故による被害への対策</p> <p>(1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波に伴う東京電力原子力発電所の事故に由来する放射性物質による汚染の実態が明らかになっておらず、漁場利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振が生じていることから、内水面地区漁業協同組合及び内水面<u>地区</u>漁業協同組合連合会と連携し、川魚の放射性物質の残留検査を実施する。</p> <p>(2) また、川魚の放射性物質の残留検査結果や出荷停止・採捕自粛の措置の状況について、県等のホームページに掲載し、遊漁者に対して正確な情報提供を行う<u>こととする</u>。</p> <p>5 県民の理解と関心の増進</p> <p>(1) 第<u>5</u>種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合は、水産資源の維持を図るため、漁業法第<u>127</u>条の規定に基づく増殖義務が課せられていることから、稚魚放流、産卵場造成などの取組を行っているが、このような内水面地区漁業協同組合の取組について、県民の理解と関心を深めるため、内水面地区漁業協同組合の取組状況を周知するとともに、体験放流等の川辺における自然体験活動を推進する。</p> <p>(2) また、内水面水産資源を適切に管理するため、岩手県<u>内水面</u>漁業調整規則や内水面地区漁業協同組合が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を行う。</p> <p>6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施</p> <p>東日本大震災、地球温暖化及び酸性雨等による内水面水産資源の生息環境等への影響を検討するため、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行い、変動の把握に努める<u>こととする</u>。</p>	<p>4 平成23年東京電力原子力発電所事故による被害への対策</p> <p>(1) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波に伴う東京電力原子力発電所の事故に由来する放射性物質による汚染の実態が明らかになっておらず、漁場利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振が生じていることから、内水面地区漁業協同組合及び<u>岩手県</u>内水面漁業協同組合連合会と連携し、川魚の放射性物質の残留検査を実施する。</p> <p>(2) また、川魚の放射性物質の残留検査結果や出荷停止・採捕自粛の措置の状況について、県等のホームページに掲載し、遊漁者に対して正確な情報提供を行う。</p> <p>5 県民の理解と関心の増進</p> <p>(1) 第<u>五</u>種共同漁業権の免許を受けた内水面地区漁業協同組合は、水産資源の維持を図るため、漁業法第<u>168</u>条の規定に基づく増殖義務が課せられていることから、稚魚放流、産卵場造成などの取組を行っているが、このような内水面地区漁業協同組合の取組について、県民の理解と関心を深めるため、内水面地区漁業協同組合の取組状況を周知するとともに、体験放流等の川辺における自然体験活動を推進する。</p> <p>(2) また、内水面水産資源を適切に管理するため、岩手県漁業調整規則や内水面地区漁業協同組合が定める遊漁規則等の周知及びその遵守に関する啓発活動を行う。</p> <p><u>(3) さらに、本県における内水面遊漁の魅力を発信し、遊漁者数を増加させるため、内水面地区漁業協同組合、市町村、NPO法人等の多様な主体が連携して行う釣り関連イベント等の開催及びPR活動を支援する。</u></p> <p>6 河川環境及び生物環境等の各種モニタリング調査の実施</p> <p>東日本大震災<u>津波</u>、地球温暖化及び酸性雨等による内水面水産資源の生息環境等への影響を検討するため、河川環境及び生物環境等の各種モニタリングを行い、変動の把握に努める。</p>